

## 区自治協議会への意見聴取事項について

## 新潟市区自治協議会運営指針より抜粋

## 2 諮問及び建議等

## 【条例：第7条第2項，第3項】

- 2 区自治協議会は，次に掲げる事項のうち，市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて，審議し，市長その他の市の機関に意見を述べることができる。
- (1) 区役所が所掌する事務に関する事項
  - (2) 前号に掲げるもののほか，市が処理する区の区域に係る事務に関する事項
  - (3) 市の事務処理に当たっての区民等との連携の強化に関する事項
- 3 市長は，次に掲げる事項のうち，区の区域に係るものを決定し，又は変更しようとする場合においては，あらかじめ，当該区の区自治協議会の意見を聴かなければならない。
- (1) 総合計画及びこれに準ずる計画に関する事項
  - (2) 区役所が所管する公の施設の設置及び廃止に関する事項並びに管理に関する基本的事項
  - (3) 区役所が企画立案を行う施策のうち，市長が定める事項

条例第7条第2項及び第3項に掲げる区自治協議会の役割について，下記のとおり整理し，諮問及び建議等に関する手続等を行うものとする。

## (1) 諮問及び建議等の整理

## ① 諮問等

## ア 任意諮問（第7条第2項）

市長やその他の市の機関（以下「市長等」という。）は，条例第7条第2項各号に規定する，市が処理する区の区域に係る事務や区民等との連携の強化に関する事など，区自治協議会の意見を聴く必要がある事項について，諮問を行う。

## イ 必須意見聴取（第7条第3項）

市長は，条例第7条第3項各号に規定する事項について，区の区域に係るものを決定し，又は変更しようとする場合，あらかじめ区自治協議会の意見を聴かなければならない。

## ウ 参考意見の聴取

市長等は，市の施策に対する参考意見の聴取など，諮問に至らない事項や必須意見聴取に該当しない事項について，諮問の手続によらず区自治協議会の意見を聴くことができるものとする。